

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第四十八号

昭和二十三年三月鳥取縣規則第十六号災害救助法第二十三條の規定による救助の程度方法及び期間を次のように改正する。

昭和二十五年七月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

災害救助法第二十三條の規定による救助の程度方法及

び期間

一、收容施設の供与

⌋ 避難所設置のため支出する費用は左の限度を超えることはできない。

- (1) 既存建物利用の場合 一人一日 三円以内
- (2) 野外架設の場合 一人一日 三円五〇銭以内

昭和二十五年七月二十八日 金曜日
第二千二百二十九号

本書ノ大キサハ國々規格A五判

なお左記各号に該当する救助を実施した場合は左の額の範囲内においてそれ〴〵加算することができる。

- (1) 天幕借上の場合 一人一日 一円以内
- (2) 冬期間の燃料費 一人一日 一円以内

⌋ 避難所設置に要する経費の算出基礎は次の通りである。
なお支出に当つてはその必要限度に止めなければならぬ。

- (1) 既存建物利用の場合は一箇所の標準收容人員を二〇〇人開設期間を十日間、これに要する経費六、〇〇〇円以内としその内訳は左の各号に対する費用であるからその限度を超えることはできない。
- イ、人夫賃 一箇所五人以内
- ロ、消耗器材を講入した場合 莖二人につき一枚以内

ロソク五〇人につき一本以内
但し收容者に対するロソクの支給は生活必需品
の費用から給与すること。

ハ、借上費 器物借上費 一、〇〇〇円以内
建物使用謝金 一、〇〇〇円以内

ニ、燃料を購入した場合 一日四束以内

(2) 野外架設の場合は一箇所の標準收容人員を二〇〇
人開設期間を十日間これに要する経費七、〇〇〇円
の内訳は左の各号に対する費用であるからその限度
を超えることはできない。

イ、人夫賃 一箇所五人以内

ロ、消耗器材を購入した場合
蕙二人につき一枚以内
ロソク五〇人につき一本以内

但し收容者に対するロソクの支給は生活必需品
の費用から給与すること。

ハ、借上費 器物借上費 一、〇〇〇円以内

ニ、燃料を購入した場合 一日四束以内

ホ、仮設便所設置費 人夫三人 木材三、四石、
釘一疋

但し已むを得ない特別の事情から右期間によりに
くい場合はその都度事情を具し厚生大臣の認可を
受けて必要な期間これを延長することができる。

二、炊出しその他による食品の給与

(一) 炊出し食品の給与のため左の各号に対し支出する費
用は一人一日につき二六四五〇銭以内とする。
但しこれが給与期間は給与開始の日から六日を超える
ことはできない。

イ、主食

ロ、副食

ハ、燃料

三、被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与

被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出
する費用は左の限度を超えることができない。

但し家財の減失又はき損の程度が激甚であつて右限度
により、くい場合には厚生大臣の認可を受けて必要な

(一) 費用を支出することができる。
被服寝具その他衣料品の給与又は貸与

(1) 住家の焼失流失又は洪水による倒壊等により被害
を受けた世帯

期間	世帯別				
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯
夏期 (自四月至八月)	二、二〇〇円以内	二、八〇〇円以内	四、四〇〇円以内	五、三〇〇円以内	六、八〇〇円以内
冬期 (自九月至三月)	三、八〇〇円以内	五、〇〇〇円以内	七、二〇〇円以内	八、六〇〇円以内	一、〇〇〇円以内
同	同	同	同	同	同

(2) 住宅の半焼地震による倒壊、洪水による半壊又は床上浸水等により被害を受けた世帯

期間	世帯別				
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯
夏期 (自四月至八月)	七〇〇円以内	八五〇円以内	九五〇円以内	一、一〇〇円以内	一、三〇〇円以内
冬期 (自九月至三月)	九〇〇円以内	一、一〇〇円以内	一、三〇〇円以内	一、五五〇円以内	一、七五〇円以内
同	同	同	同	同	同

五人以上一人を増す毎に

(二) 生活必需品の給与又は貸与

(1) 住家の焼失、流失又は洪水による倒壊等により被害を受けた世帯

一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人以上一人増す毎に
九七〇円以内	一、〇五〇円以内	一、一四〇円以内	一、一七〇円以内	一、二七〇円以内	九〇円以内

(2) 住家の半焼地震による倒壊、洪水による半壊又は床上浸水等により被害を受けた世帯

一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人以上一人を増す毎に
三五〇円以内	三八〇円以内	四四〇円以内	四五〇円以内	五三〇円以内	九〇円以内

③ 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は住宅の焼失、流失、倒壊、半焼、半壊又は床上浸水等により生活上必要な家財を減失又はき損し物資販売機構の一時混乱により資力の有無にかかわらずこれ等の家財を直ちに入手することができずしかもこれを放置することができない状態にある者に対しその被害の実情に応じ概ね左に掲げる品目の範囲内において現物を給与又は貸与する。

(1) 被服寝具その他衣料品

イ、寝具

ロ、外衣

ハ、肌着

ニ、身廻品

(2) 生活必需品

イ、炊爨用具

④ 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与をなし得る期間は災害発生の日から十日以内とする。但し己むを得ない特別の事情から右期間内に給与又は貸与をなすことができない場合には事情を具し厚生大臣の認可を受けた場合に限り災害発生の日から二十日以内において必要な期間これを延長することができる。

四、医療及び助産

(一) 医療

(1) 医療(防疫措置令は含まない以下同じ)のため支出する費用は慣行料金の二割引以内とする。

(2) 医療は災害により傷痍を受け又は疾病に罹つた者又は、害のため継続して療養することができない者

に對し左の範囲内においてこれを行う。

イ、診察

ロ、薬剤又は治療材料の支給

ハ、処置、手術その他の治療

ニ、看護

(3) 医療の期間は十四日以内とする。

(二) 助産

(1) 助産のため支出する費用は慣行料金の二割引以内とする。

(2) 助産は災害発生の日から七日以内に分娩したるものにつき左の範囲内においてこれを行う。

イ、分娩の介助

ロ、分娩前及び分娩後の処置

ハ、看護

五、生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

(一) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与はその必要の生じたる都度厚生大臣に協議しその承認を経てこれを実施する。

六、学用品の給与

(一) 学用品(文房具を含む以下同じ)の給与のため支出する費用は左の限度を超えることができない。但し特別の事情により左の限度によりにくい場合は厚生大臣の認可を受けて必要な費用を支出することができる。

(1) 住宅の焼失、流失又は洪水による倒壊等により被害を受けたもの 一人につき 二七五円以内

(2) 住宅の半焼、地震による倒壊、洪水による半壊又は床上浸水等により被害を受けた者 一人につき 五五円以内

(二) 学用品の給与は住宅の焼失、流失、倒壊、半焼、半壊又は床上浸水等により就学上必要な学用品を減失或はき損し物資販売機構の一次的混乱により資力の有無にかゝらずこれを直ちに入手することができない状態にある学令児童生徒及び中学校生徒小学校児童に對しその被害の実情に応じ現場によりこれを給与する。

七、埋葬

(一) 埋葬のため支出する費用は左の各号に對し一件につ

00779

き大人一、二〇〇円以内小人七〇〇円以内とする。

イ、棺代

ロ、埋火葬料

ハ、壺

（二）埋葬は災害の際死亡した者の応急死体処理の程度によつてこれを行い埋葬をなしたる者に對しその費用を支給する。但し遺族その他の縁故者において埋葬をなす場合は現物を支給しなるべく金銭の支給はこれをなさない。

八、罹災者の避難のための移送及び救済用物資等の輸送罹災者避難等のための移送及び救済用物資等の輸送に要する費用はその当該地域の公定價格による実費を支出することができる。

九、救助のため必要な人夫備上げ救助のため必要な人夫の備上げに要する費用は当該地域の公定價格による実費を支出することができる。但し避難所の開設のため人夫等の備上げをなした場合の費用は避難所開設のため支出する費用として第一項

の（一）に定める額の範囲内において支出せられるから別に特掲積算しない。

附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年四月十五日から適用する。

◇鳥取縣規則第四十九号

昭和二十三年三月鳥取縣規則第十七号災害救助法第二十四條の規定による実費辨償の限度を次のように改正する。

昭和二十五年七月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

災害救助法第二十四條の規定による実費辨償の限度

一、災害救助法施行令第十條第一号乃至第四号に規定されている者に対する実費辨償のため支出する費用は次の限度を超えることができない。

（一）日 当

イ、医師、歯科医師、薬剤師

一人一日 三〇〇円以内

00771

ロ、保健婦、助産婦、看護婦

一人一日 一五〇円以内

ハ、土木技術者又は建築技術者

同 三〇〇円同

ニ、大工、左官又はとび職

同 二五〇円同

（二）旅費、宿泊料

イ、医師、歯科医師、薬剤師、土木技術者及び建築技術者については鳥取縣旅費支給條例に定める二級吏員相当額による。

ロ、保健婦、助産婦、看護婦、大工、左官又はとび職については鳥取縣旅費支給條例に定める三級吏員相当額による。

（三）超過勤務手当

イ、医師、歯科医師、薬剤師、土木技術者及び建築技術者については昭和二十二年法律第六十七号（労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による給与支給率則）に

き昭和二十五年法律第九十五号一般職の給与に関する法律の別表第一号による十級一号吏員相当額による。

ロ、保健婦、助産婦、看護婦、大工、左官及びとび職については前項による五級三号吏員相当額による。

二、災害救助法施行令第十條第五号乃至第十号に規定する業者及びその従事者に対する実費辨償のため支出する費用は業者のその地域における公的價格による支出実績及び手数料としてその百分の一を加算したる金額とする。

附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年四月十五日から適用する。

告示

鳥取縣告示第三百六十三号

肥料取締法の規定により次のものを肥料生産業者として登録した。

昭和二十五年七月二十八日

鳥取縣知事 西尾愛治

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最少量(%)	住 所	氏 名
		窒素全量 磷酸全量 加里全量		
鳥取縣一	菜種油粕	五、四 二、五 一、三	東伯郡浦安町大字上伊勢一三〇	太田 信吉
同 二	同	五、三 二、四 一、二	同 郡倉吉町大字余戸谷町三〇八二	妻藤 武夫
同 三	同	同 同 同	余戸谷町三、一五〇	小川 貞壽
同 四	菜種油粕粉末	同 二、五 一、五 同	郡長瀬村大字久留三二一	山下 増藏
同 五	菜種油粕	五、三 二、〇 一、〇	氣高郡青谷町大字青谷三一五五	国田 泰藏
同 六	同	五、〇 同 同	東伯郡小鴨村大字中河原五四〇ノ一	小林 俊治
同 七	同	同 同 同	氣高郡寶木村大字寶木八九八ノ一	竹本 武
同 八	同	五、五 同 同	同 郡瑞穂村大字宿三七	堀尾 英顯

00773

00772

鳥取縣告示第三百六十四号

鳥取縣農村工業振興対策要綱に基く農村工業登録手續を次のように定める。

昭和二十五年七月二十八日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、登録の要件

- (一) 経営形態は農村、農山、漁村をいう。()における協同組織を基調としたものであること。
- (二) 業務は原則として農村における生産物の加工業であり、その原材料が農民の提供によることを主体とするものである。
- なお農民の必需品の自給を目的とする場合には農村における生産物の加工業以外の業務であってもこれに準ずるものとする。
- (三) 立地については原則として組合員又は、出資者である農民又はその団体の住所地域であること。
- (四) 労務は特殊の技術を有するものの外使用労務者は原則として工場の関係農村に居住する農民及びその家族であること。

二、申請書の様式

00774

都市名	甲付日 ※ 年 月 日	登年日 ※ 年 月 日	登番日 ※ 年 月 日
	受	受	受

農村工業工場登録申請書

工場名	所在地	電話
組合又は本社所在地	代表者氏名	

鳥取縣知事 殿
昭和二十五年 月 日
農村工業振興対策要綱第三の(二)により農
村工業対象工場の登録を申請する。

- (1) 経営形態 (A) 農業協同組合の場合
(B) 会社その他団体の場合
- (2) 業務 (昭和二十四年度実績)

組合員名	役員名	出資金	事業開始年月日
出資者数(A)	役員数(A)	出資金(A)	年月日
農民出資者数(B)	農民数(B)	農民出資金(B)	年月日
$B \times 100$	$\frac{B}{A} \times 100$	$\frac{B}{A} \times 100$	開始日

(1) 製品

製品名	販売回生産高 数量	委託加工高 数量	金額計	金額比率
	円	円	円	%
計				100%

(1) 原料

原料名	組合員又は出資者からの購入分	その他からの購入分	計
	%		100%

(3) 労務 (昭和二十四年度実績)

種類	性別	男	女	計
常備				
最盛期日当臨時傭				
合計				

(4) その他

00775

公 告

資格審査結果公告第六十一号

(自昭和二十五年六月一日
至同 年六月三十日)

昭和二十五年七月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- (1) 本、請書は二部作成し、工場を所轄する地方事務所長を経由して縣知事に提出するものとする。
- 三、知事は前項の申請書を審査の上登録票を交付し且つこれを公告するものとする。

今回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え、取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように、市町村役場に編つて保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。

四、資格審査の結果は次の通りである。

- 資格審査人員数 八九名
非該当決定者 八九名
審査を受けた公職及びその氏名

- (1) 昇任又は任命予定者
○ 檢察審査会審査員、同補充員鳥取檢察審査会

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一ヶ月間継続し、

藤田 静子 小谷健太郎 木島 福子
 宮石 菊枝 中野 そで 田井 一枝
 西村 賢治 中島サカエ 米谷八重子
 尾崎 重雄

米子檢察審査会
 平田 久吉 岩本 茂 高尾 節
 増田ツヤ子 矢倉 文枝 角田 きみ
 白川 久子 福井 誠次 原 ハナ
 松井 島子 松尾 智榮 音田 元代

倉吉檢察審査会
 團野 零子 野中 信基 高塚 秀藏
 稻本 貞重 坂根 久恵 小椋 良子
 和田 幸一

○縣普通公職者
 小林 重男 谷口 竹男 林 晴直
 前田きよ子 山本 進 椎木 澄夫
 下田 国江 長瀬 慧昭 田中 勉
 岩田 国男 稻倉 收 本 博夫

村上ハルノ 石亀 好治 岸 登志子
 山田 尙春 橋本 武 松島 正洋
 松井 壯市 吉川 滿衛 染野 政雄
 伊東 吉永 村田 十三 津村 久雄
 麻木 直美

○市町村普通公職者
 米子市 二岡 欣二 引野 勉 山根 久明
 宇山 恒信 津田 肇
 寶木村 門脇治郎平 岩井 澄子
 由良町 道祖尾勇夫

○町人権擁護委員候補者
 河原町 渡辺 行雄
 若櫻町 木島 麟法
 智頭町 小林 一俊
 青谷町 石井 文一
 上井町 小矢野忠雄
 浦安町 倉光 馨
 淀江町 安江 綱紀

黒坂町 長房 秀夫
 溝口町 飛田 節男
 江尾町 芦立 忠男
 外江町 新宮 良範
 境町 上野 昇 手島 鉄藏
 江尾町 古川 清成

(四) 公選による公職の候補者

○村議會議員立候補者
 縣 村 矢田貝眞澄 倉西鶴太郎 前田 衛
 奥崎 來藏 永井 幸春 山田 実
 船寄 辰雄 松山 觀治 松波 実
 高橋 勇 山上 美治 加川 幸雄
 ○農地委員会委員立候補者
 丹比村 小林 磊藏